

## 第4号議案

### 訴訟の提起について

〇〇〇丁目△番□号 ●●●●●会社 代表取締役 〇〇〇〇に対し、差押債権取立の訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 当事者  
原告 水戸市柵町一丁目3番1号  
茨城租税債権管理機構  
上記代表者管理者 山口 伸樹  
被告 〇〇〇丁目△番□号  
●●●●●会社  
上記代表者代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事件名 取立請求事件
- 3 事件の内容 差押債権の取立
- 4 趣旨  
令和元年9月19日に差押えた、訴外滞納者が被告に対して有する法定利息を超えて支払った過払金136万5702円及び令和元年7月3日現在の年5分の割合による利息金19万754円の支払いを求めるものである。
- 5 事件に関する取り扱い及び方針  
第1審の結果、必要がある場合は上訴する。

令和3年5月18日 提出

茨城租税債権管理機構  
管理者 山口 伸樹

### 提案理由

相手方が機構の支払い催告に応じないため、訴えを提起するものである。